

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則(昭和39年静岡県規則第13号)第34条の規定に基づき公告する。

令和5年5月9日

静岡県知事 川勝平太

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

自動車任意保険の契約について

(2) 保険加入対象台数及び補償内容

ア 四輪	1,636台	対人	無制限	対物	300万円 (免責0)	搭乗者	500万円
イ 二輪	739台	対人	無制限	対物	300万円 (免責0)		
ウ 四輪	3台	対人	無制限	対物	300万円 (免責0)	搭乗者	1,000万円
エ 二輪	20台	対人	無制限	対物	300万円 (免責0)	人身傷害	3,000万円

(3) 契約内容等

入札説明書による。

(4) 契約期間

令和5年6月18日から令和6年6月18日まで

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「物品保守・修繕」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 全ての都道府県に1ヶ所以上の営業所を有すること。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)であるとき。
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下同じ。)であると認められるとき。
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等であるとき。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められるとき。

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結しているとき。

3 入札説明書等の配布

(1) 配付時期

令和5年5月9日（火）から令和5年5月17日（水）まで（土、日曜日、祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配付場所

〒424-0055 静岡県清水区吉川373-1

静岡県警察本部総務部会計課装備管理室車両係

電話番号054-271-0110 内線757-2332

(3) 配付方法

上記(2)の場所において無料で直接配付する。

4 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和5年5月25日（木）午前11時00分

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部（県庁別館）10階第1会議室

(3) 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件等に違反した者の行った入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

否

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申込期間は、令和5年5月9日（火）から令和5年5月17日（水）まで（土、日曜日、祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 照会窓口は、静岡県警察本部総務部会計課装備管理室車両係（電話番号054-271-0110 内線757-2332）とする。